

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル

平成 8 年 9 月 1 日施行

平成 1 8 年 4 月 1 日改正

平成 2 4 年 4 月 1 日改正

平成 2 7 年 4 月 1 日改正

平成 3 1 年 4 月 1 日改正

山 梨 県 福 祉 保 健 部

山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルについて

1 マニュアルの目的

本マニュアルは、地震等の大規模災害時において県の保健医療救護対策本部（福祉保健部医務課等）が、どのように保健医療救護活動の指揮調整を行い、被災市町村等を支援できるか、具体的な組織体制や業務内容を示すことにより、山梨県地域防災計画の円滑な実施に資することを目的とする。

2 マニュアルの構成と使い方

本マニュアルは、県保健医療救護対策本部及び地区保健医療救護対策本部（保健所）ごとの業務内容を、概ね時系列に沿ってまとめた。さらに、業務内容の想定される手順等をフローで示し、作業項目ごとに各行政組織や関係団体等の役割を記述した。したがって、各行政組織及び各関係団体等は、自らの業務分担に応じて本マニュアルに示された業務内容を参考にし、業務の円滑な実施のために活用されたい。

3 関係団体等との連携

本マニュアルは、県全体の医療救護に係る指針であることから、市町村、日本赤十字社山梨県支部、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会、山梨県看護協会、山梨県医薬品卸協同組合、山梨県医療機器販売業協会などの関係団体及び災害拠点病院等医療機関については、それぞれに災害活動マニュアルを定めることが必要である。

なお、医療機関については、厚生労働省通知「災害時における医療体制の充実強化について」に基づき、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努めることとされている。

福祉保健部各課、保健所及び市町村は、発災時等に迅速かつ的確に対応可能な体制作りができるよう平常時から関係団体等と十分な連携・調整を図っておく必要がある。

目 次

I	保健医療救護対策本部の設置	I・1～9
II	保健医療救護体制及び保健医療救護班の設置・運営	II・1～14
III	災害医療情報等の収集・伝達・提供	III・1～4
IV	DMA T（災害派遣医療チーム）	IV・1～6
V	保健医療救護活動	V・1～21
VI	緊急搬送	VI・1～13
VII	医薬品等の供給	VII・1～8

(資料編) 参集伝達網、県本部体制表、報告・要請・伝達先一覧表

地区別保健医療救護対策本部体制表等

医療救護班等編成表

各種要領等

- ・ 現地医療救護対策本部設置要領
- ・ 広域災害救急医療情報システム及び関連する防災業務について
- ・ ○○病院災害医療救護班設置要綱（例）
- ・ 緊急搬送車両事前登録手続き
- ・ 広域搬送トリアージ基準

消防防災ヘリコプター市町村別飛行場外離着陸場等一覧

山梨県ドクターヘリRP一覧

各種様式一覧表

救急医療セット、災害用医薬品等備蓄数量一覧